

県営住宅補欠入居申込案内書

＜令和7年2月期＞

県営住宅の補欠（空き家待ち）入居の受付を行います。

今回の募集は、既設団地に空き家が生じた場合の入居者及びその案内順位をあらかじめ決定しておくものです。したがって、直ちに入居できるものではないことを御承知願います。

申込みには資格の制限がありますので、この案内書をよくお読みになったうえで申込んでください。

また申込者の負担を軽減するため、**抽選会への参加義務をなくし、県担当職員による抽選とします**。抽選結果は申込者全員に後日連絡します。

申込受付時は申込書と自己チェックリストだけで資格の有無を仮審査し、入居できる順番がきた時になって、収入を証明する書類などを提出していただき本審査を行う、**2段階審査方式**となっています。

このため、**入居案内時点で入居資格がないことが判明した場合や、申込み時点では入居資格を満たしていてもその後の家族の異動や収入増加等により資格がなくなり入居できない場合などがありますので、あらかじめご了解ください。**

■ 募集住宅一覧表

募集対象の県営住宅は、次のとおりの2地区5団地16棟309戸です。入居の希望は団地別となっています。希望する団地名を選んでください。

県営住宅の詳細は、添付の資料をご覧ください。

宮の下地区	宮の下団地（S57～S60 建設）	8棟 160戸
	宮の下第3団地（H4 建設）	2棟 30戸
伊吹和霊地区	伊吹団地（H1～H2 建設）	3棟 54戸
	伊吹北団地（H12 建設）	2棟 30戸
	明倫団地（H20 建設）	1棟 35戸

■ 申込受付

- ◆受付期間：令和7年2月3日（月）～2月10日（月）（土・日曜は除く）
- ◆受付時間：8時30分から17時15分まで（12時から13時を除く）
- ◆受付場所：愛媛県宇和島市天神町7番1号 南予地方局庁舎3階 建設部建築指導課

■ 抽選

- ◆日時：令和7年3月5日（水）13時30分（受付13時～）
 - ◆場所：南予地方局庁舎 3階会議室（予定）
- ※自ら抽選を希望される方は、受付票を持参のうえ、出席してください。

お問い合わせ先

愛媛県南予地方局建設部建築指導課（南予地方局庁舎3階）
〒798-8511 宇和島市天神町7番1号
Tel 0895-22-5211 内線425

目 次

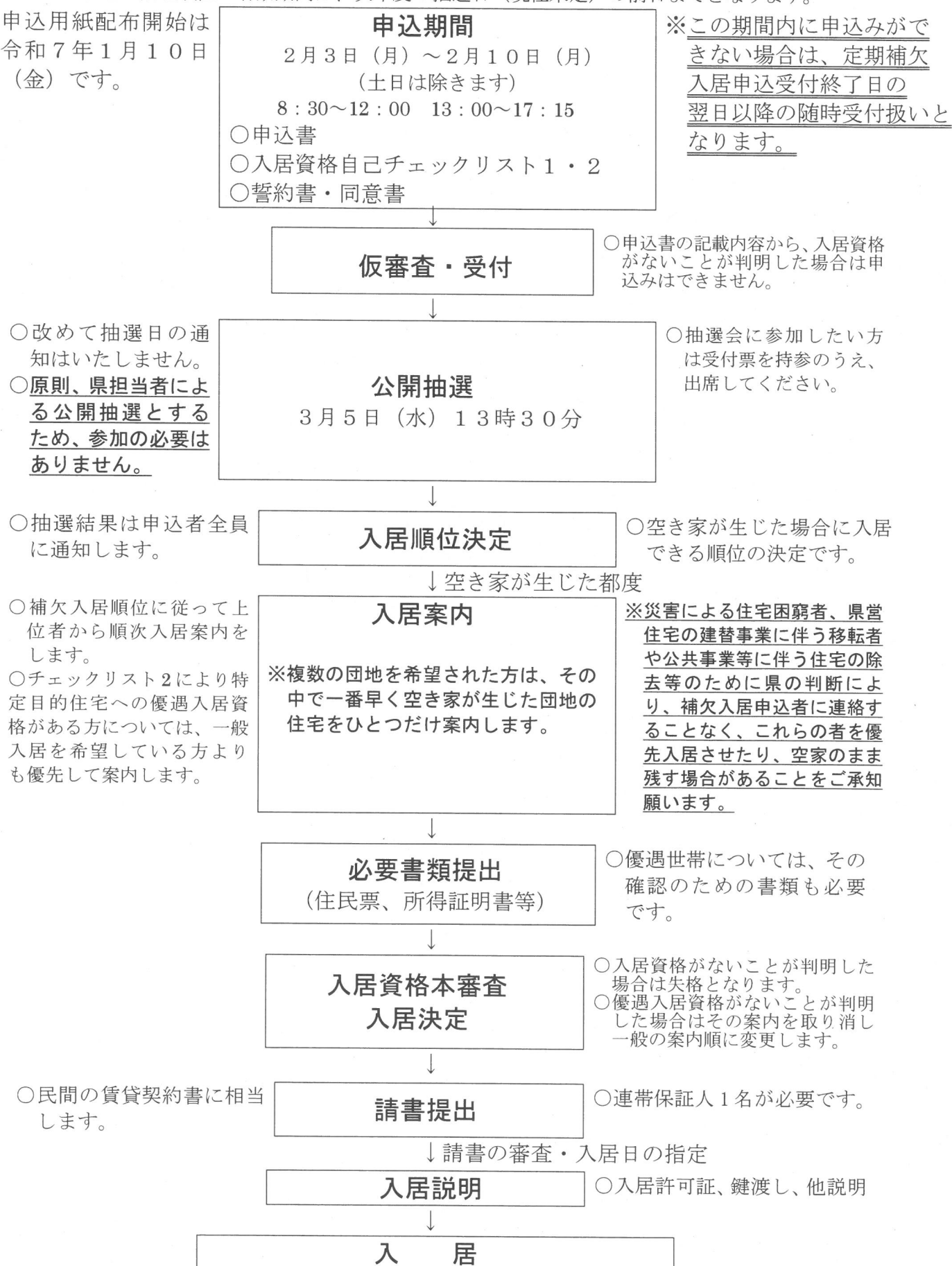
	ページ
○ 募集住宅一覧表・申込受付・抽選	1
1 申込から入居まで	3
2 入居申込資格	4
3 申込方法と抽選について	5
・ 申込に必要な書類	
・ 申込書記入の注意事項	
・ 公開抽選	
4 入居案内とその後の手続きなど	6
・ 入居案内	
・ 資格審査用書類の提出	
・ 入居資格本審査による失格等について	
・ 入居手続（概要）	
・ 入居後の注意事項（概要）	
5 入居資格収入基準	8
・ 収入基準	
6 優遇入居について	9
○ 県営住宅概要	10
○ 県営住宅位置図	

1 申込から入居まで

申込から実際の入居までは次の手順で行います。

今回の申込・抽選順位の有効期間は、次年度の抽選日（現在未定）の前日までとなります。

申込用紙配布開始は令和7年1月10日（金）です。



2 入居申込資格

次の(1)～(4)のすべてに該当していることが必要です。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

ただし、次に該当する方は単身者でも申込みできます。

ア. 60歳以上の方

イ. 心身障がい者の方

(身体障害者福祉法に基づく身体障害者1級～4級、
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者1級～
3級、知的障害者福祉法に基づく知的障害者(療育手帳の交付を受け
得る程度))

ウ. 生活保護法に規定する被保護者

エ. 戦傷病者手帳の交付を受けている方

オ. 原子爆弾被爆者の方

カ. 海外引揚者(引き揚げた日から5年未満の者)

キ. ハンセン病療養所入所者等

ク. DV被害者(配偶者からの暴力被害者)

注1 親族には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者(申し込みから3か月以内に結婚するもの)を含む。

注2 家族を不自然に分割して申し込むことはできません。
(独身者と他に扶養義務者のある祖父母との同居など)

注3 単身者のうち、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は入居できません。(該当するおそれのある方は申込時に別途相談させていただきます。)

注4 単身者については入居できる住宅に制限がありますので、県営住宅概要(P.10)にて詳細をご覧ください。

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

注 持ち家のある方や公営住宅(県営住宅、市町村営住宅)に住んでいる方は、原則として申込資格はありません。ただし、特別な事情のある方は別途相談させていただきます。

(3) 入居申込者及び同居しようとする親族の収入(公営住宅法に規定する月収)が収入基準に適合すること。(「5. 入居資格収入基準」をご覧ください)

(4) 入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3 申込方法と抽選について

■申込に必要な書類

入居申込書とチェックリストを持参して下さい。この記載内容にて仮資格審査を行い受け付けるとともに、一般世帯と優遇入居世帯の仕分けも行います。

※南予地方局管内以外の県営住宅との重複申込みはできません。

提出書類 ○県営住宅入居申込書（本案内書に添付しています）

○入居資格自己チェックリスト1

○入居資格自己チェックリスト2（該当者のみ）

なお、入居資格については、申込時点の事実関係のみで判定し、婚約中で3ヶ月以内の入籍予定を除き、「○○する予定」で資格を満たす場合は認められません。逆に申込時点では資格があっても入居案内時の本審査時点で資格がない場合は失格となりますので注意してください。

また、一般世帯と優遇入居世帯の区分についても、仮審査時の「優遇世帯になる予定」は認められず一般世帯扱いになり、空家待ち期間中にそうなったとしても変更できません。チェックリスト2により自己判定していただく優遇入居資格のうち、60歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在での判定により、優遇入居世帯とならない場合は一般世帯扱いになりますので、あらかじめご理解願います。

例1 現在は30万円／（月・所得）の収入があり、3月末で定年を迎え無収入となる予定の者は入居資格なし。

例2 現在は子供2人で7月に3人目の子供が生まれる予定であるが、多子世帯（子供3人）としての優遇入居世帯には該当しない。

■申込書記入の注意事項

①団地別欄は複数の○をつけてもかまいません。（单身者の場合は団地によって入居できない住宅の型があります。詳細は県営住宅概要（P.10）をご覧ください。）

なお、申込後の変更は認められません。

②老人世帯（60歳以上）、1階を希望する心身障がい者世帯（1階の住宅以外での生活が困難と認められる者）及びハンセン病療養所入所等世帯は、階数欄の1階希望の有無に必ず○をつけてください。

③申込書の記載内容及び提出書類に偽りや不正があることが判明した場合は、その申込は無効になります。また、入居後に不正等が判明した場合は強制退去の対象になります。

④申込書に必要事項が記載されていない方で、昼間（8:30～17:15）に連絡しても連絡がとれない方は、受付できない場合があります

■公開抽選

入居申込書受付者を対象に下記により公開抽選を行い入居順位を決定します。

(1) 日時 令和7年3月5日（水）13時30分から

(2) 会場 南予地方局庁舎 3階会議室（予定）



注

1 県担当者による公開抽選とします。

※自ら抽選を希望される方は、受付票を持参の上、出席してください。

2 抽選の結果は、後日、申込者全員に送付いたします。

3 当日、抽選会に参加を希望される場合は、駐車場の確保ができませんので、お車での来場はご遠慮ください。

4 入居案内とその後の手続きなど

■入居案内

空き家が発生する都度、抽選による入居順位に基づき入居案内を行います。

- (1) 特定目的住宅が空けば対象となる優遇世帯内での順位に基づき案内し、その他の住宅が空けば全体順位により案内します。**また、1階希望の老人世帯・心身障がい者世帯（1階の住宅以外での生活が困難と認められる者）・ハンセン病療養所入所者等世帯は、1階住宅が空けば優先して案内します。（2階以上の階は案内しません。）**

ただし、申込時に優遇入居世帯として申請していない場合は、入居資格審査（許可）時に状況が変化し、優遇入居世帯に該当しても、一般入居世帯として扱います。

逆に、申込時に優遇入居世帯として申請しており、入居資格審査（許可）時点で、書類審査等により優先入居資格審査を満たしていない事が判明した場合には、一般入居世帯として案内します。

- (2) 入居案内を断れば申込は無効となり、気に入る住戸又は団地の空き家を待つことはできません。

■資格審査用書類の提出

入居資格の本審査を行うため次の書類を提出してもらいます。

- ①現住所略図（住宅地図のコピー貼付けでも可。）
- ②申込家族全員及び別居の扶養親族全員の住民票謄本（続柄の記載があるもの）
- ③市町村長の発行する最新の所得（課税）証明書（全員共通）

※専業主婦など無職の方を含む16歳以上の方全員

- ④現在の仕事の状況に応じた案内時点での収入を証明する書類

区分	必要書類
給与所得者	○勤務先発行の 最新の源泉徴収票 ※源泉徴収票が発行されない場合は勤務先発行の給与支払証明書 ○雇用証明書（就職期間1ヶ月未満の時）（用紙は建設部建築指導課）
事業所得者（自営）	○自己申告の収入証明書（用紙は建設部建築指導課） ※後日、確定申告完了後に申告書控え写の提出を求める場合があります。
年金受給者	○源泉徴収票（はがき） 又は、年金支払通知書（はがき）など現在の年金額の方かるもの
無職の場合 （専業主婦なども含まれます）	○無職・無収入申告書（用紙は建設部建築指導課） 加えて、県が指示する一定の時期以降に無職になった場合は、職安発行の離職票写又は元勤務先からの退職証明書

- ⑤該当者のみ必要な書類（（優遇）入居資格等を証明する書類）

該当世帯等	必要な書類等
同居予定者が婚約者	婚約証明書（用紙は建設部建築指導課）
65歳以上・身障者の単身入居	単身入居の資格認定のための申立書（用紙は建設部建築指導課）
生活保護世帯	生活保護受給証明書
母子世帯又は父子世帯	母子（父子）家庭医療費受給者証（持参）又は児童扶養手当受給証明書
身体障がい者（1～6級）	身体障害者手帳（持参）
精神障がい者（1～3級）	精神障害者保健福祉手帳（持参）
知的障がい者（重度、中度）	療育手帳（持参）
ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所等の長の証明書
DV被害者世帯	裁判中の保護命令中であることがわかる書面又は配偶者からの暴力被害証明書 離婚意思申立書（離婚が成立していないが事実上婚姻関係が解消されている場合）
災害被災者	罹災証明書
犯罪被害者等世帯	被害状況等申告書、同意書

- その他、申込家族の状況等によっては、上記以外にも別途書類が必要になる場合があります。

■入居資格本審査による失格等について

入居資格の本審査により、申込時点のチェックリストに誤りがあり入居資格がないことが判明した場合が失格になるほか、申込時点では資格があった世帯がその後の時間経過により年齢、家族構成の変化や収入増などにより入居資格を満たさなくなり、入居できない場合がありますので、あらかじめご了解願います。

また、同様に申込時点では優遇世帯に該当していたが、本審査時点で該当しない場合は、優遇世帯としての入居案内は取消となり一般世帯としての入居案内を待ってもらい場合もありますので、これについてもあらかじめご了解願います。

なお、審査における年齢については本審査時点を基準とします。

■入居手続（概要）

入居に際しては

- ① 連帯保証人1名選定を含む請書（契約書に相当）の提出
- ② 敷金の納入（家賃2ヶ月分）が必要です。

※連帯保証人の資格は、以下の要件を満たす方であることが必要です。

- ・ 県内に居住し、独立した生計を営み、一定の収入のある者
（入居の許可を受けた者と同程度以上の収入のある保証能力を有する者）
- ・ 70歳以下
- ・ 親族（3親等以内）

■入居後の注意事項（概要）：特に知っておいていただきたい主なものは次のとおりです。

- (1) 犬・猫などの動物飼育の禁止
- (2) 各団地には自治会等があり、入居者間の親睦、広報等とともに共用電気代などの共益費の管理もしていますので必ず入会をしてください。
- (3) 駐車場は、各団地とも自動車保管場所管理組合（団地入居者で構成）で管理運営していますので、使用料・駐車位置等を組合に問合せのうえ、申し込んでください。
- (4) 家賃は収入に応じて毎年変動します。収入超過となった方は、住宅の明渡し努力義務が生じ、家賃も民間並みの家賃を払って頂きます。
- (5) 不正入居者、家賃滞納者、高額所得者などは住宅を明渡しして頂きます。

5 入居資格収入基準

■収入基準

入居申込者及び同居しようとする親族全員の1年間の総所得金額を合算して計算した世帯の月収額（月所得額）が次表の収入基準に適合する場合に申込できます。

【収入基準】

一般世帯の場合	158,000円/月 以下
高齢者・障がい者等世帯（裁量世帯）の場合	214,000円/月 以下

注（1）高齢者・障がい者等世帯（裁量世帯）とは次の世帯です。

- ① 入居申込者が60歳以上で、かつ同居者が60歳以上又は18歳未満の世帯
- ② 6歳未満の子供がいる世帯（同居者に小学校就学前の子供のいる世帯）
- ③ 心身障がい者の方がいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳1級から4級の方
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者1、2級
 - ウ 知的障害者福祉法に基づく知的障害者重度、中度の方
- ④その他 入居者又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方や原爆被爆者の方、海外からの引揚者で引き揚げから5年を経過していない方又はハンセン病療養所入所者等がある場合

注（2）収入審査は受付時点で行いますので、「退職予定による収入減見込み」は認められません。

注（3）月所得額の計算は基本的に次式により行います。

「収入」ではなく「所得」にて計算し、失業給付金、生活保護法による扶助費、非課税の恩給及び年金等は、所得とみなされません。

$$\{ \text{本人の年間所得金額} + \text{同居親族の年間所得金額} - \text{控除額合計} \} \div 12 = \text{月所得額}$$

控除の種類と控除額（詳細は係員にお尋ね下さい）

控除の種類	控除額（/人）	備考
同居・扶養親族控除	38万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族1人につき
老人扶養控除	10万円	70歳以上の老人の扶養
特定扶養親族控除	25万円	16～22歳の親族の扶養
寡婦親控除	27万円	本人所得より控除、27万円未満はその額
ひとり親控除	35万円	本人所得より控除、35万円未満はその額
障がい者（一般）	27万円	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級
障がい者（特別）	40万円	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級
振替基礎控除	10万円	給与所得または公的年金等に係る雑所得がある場合本人所得より控除、10万円未満はその額

6 優遇入居について

県営住宅では、いわゆる住宅弱者といわれる老人世帯等を優遇入居世帯として、一般世帯より入居できやすくなるよう配慮しています。特定目的住宅に空き家が発生した場合に、全体での団地内入居順位にかかわらず優遇入居世帯だけの順位により入居案内する住宅が特定目的住宅です。さらに、特定目的住宅のうち、1階住宅については、老人世帯、心身障がい者世帯（1階以外の住宅での生活が困難と認められる者に限る。）及びハンセン病療養所入所者等世帯のうち、1階を希望する者に対して優先的に案内します。（1階を希望する場合は、2階以上の住宅に空きが出ても案内できません。）

別添「県営住宅概要」の「特目住宅」欄を参照してください。（P.10）

■優遇入居世帯

次の世帯を優遇入居の対象としています。

老人世帯	60歳以上の老人のいる世帯
子育て世帯	18歳未満の子がいる世帯
若年夫婦世帯	夫婦のみであり、いずれかが39歳以下の世帯
母子世帯又は父子世帯	母子又は父子家庭の世帯
多子世帯	18歳未満の子供が3人以上いる世帯
大家族世帯	入居者が5人以上の世帯（年齢は問わない）
心身障がい者世帯	次の心身障がい者がいる世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法に基づく身体障害者（1級から4級） ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者（1、2級） ・知的障害者福祉法に基づく知的障害者（重度、中度）
ハンセン病療養所入所者世帯	ハンセン病療養所入所者等のいる世帯
DV被害者世帯	DV被害者世帯（配偶者からの暴力被害者）
災害被災者世帯	災害による全壊、半壊、床上浸水以上の水害被害に伴う取り壊し又は継続居住が危険な状態となるなどしてその住宅に住めなくなった世帯 （上記の被災に伴い仮住宅に居住しており、自宅がない又は自宅の再建や修復が困難で自宅に住めない世帯を含む）
犯罪被害者等世帯	次の犯罪被害に該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪により主たる収入者が亡くなった ・犯罪により住宅が著しく損壊し、居住し続けることが困難 ・現在居住している住宅で重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐、強制わいせつ）が行われた ・ストーカー行為等により現在居住している住宅に居住することができなくなった

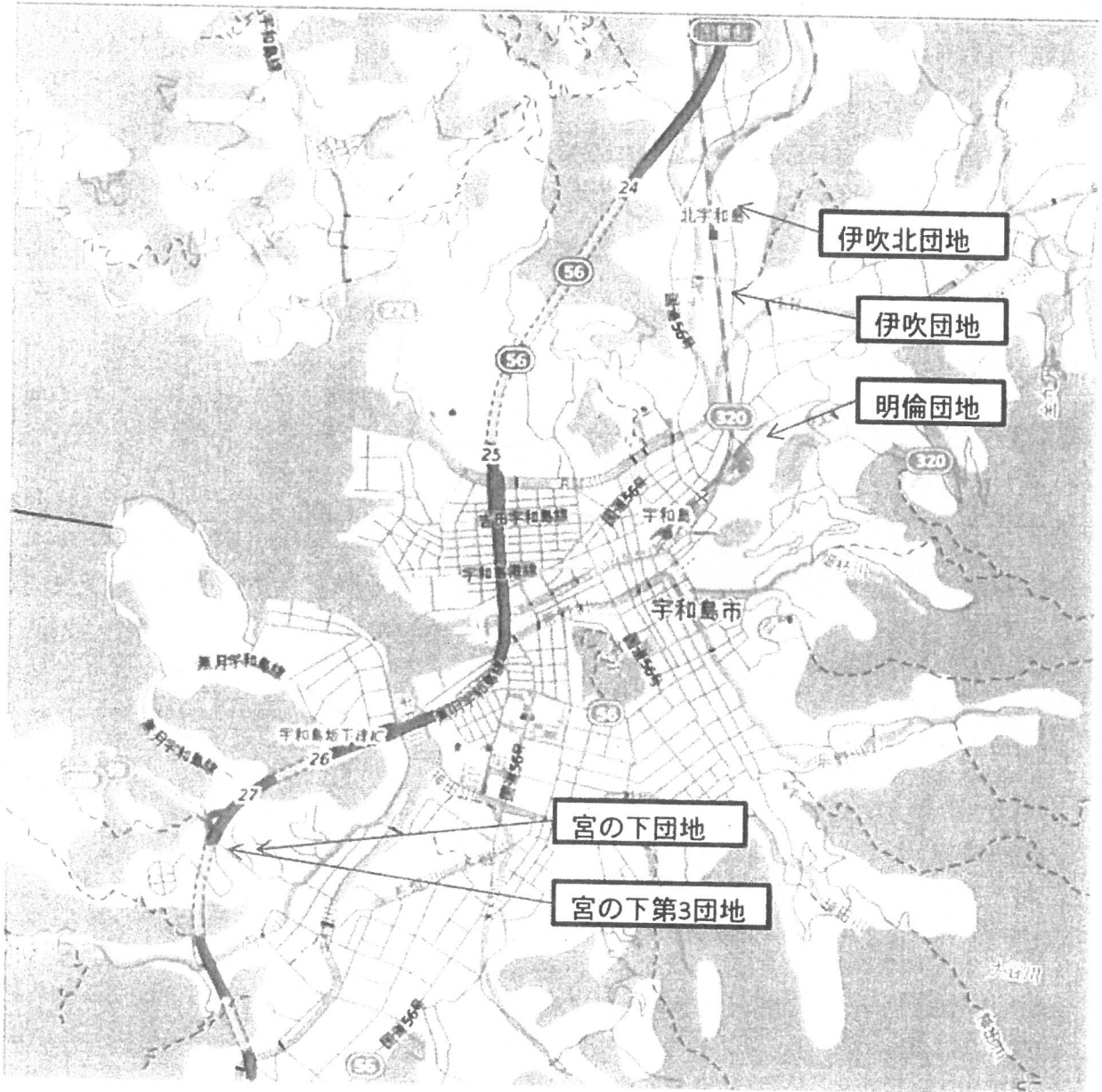
県営住宅概要

地区名	団地名	所在地	構造	耐震性	建設年度	戸数	規格	設備		住戸専用面積(m ²)	特目住宅	単身入居	家賃	空家実績		
								風呂	シャワー					R5	R6	
宮の下	宮の下	宇和島市別当3丁目 1番地(1号棟) 8番地(8号棟)	耐火 4階建 8棟 (2・4棟のみエレベーター付)	有	S57 ～ S60	32	3LDK	有 バランス釜	有	65.4	奇数棟 1&2階 偶数棟 1階	不可 不可 不可 可	15,500 ～ 33,500	15	11	
						48	3DK			60.8						
						8	3DK			63.8						
						72	3DK			58.7						
宮の下	宮の下 第3	宇和島市別当5丁目 2番18号	耐火 3階建 2棟	有	H4	30	3DK	有	63.5	1階	不可	19,400 ～ 38,000	2	1		
伊吹 和霊	伊吹	宇和島市伊吹町 923番地	耐火 3階建 3棟	有	H1 ～ H2	54	3DK	無	無	60.9	1階	不可	17,400 ～ 34,700	3	3	
						15	3LDK									71.5
						9	3LDK									70.4
						3	2LDK									59.4
伊吹北	伊吹北	宇和島市伊吹町 1222番地1	耐火 3階建 2棟	有	H12	3	2DK	有	有	56.3	1階	不可 不可 可 可	18,000 ～ 44,900	1	1	
						3	2DK									56.3
						10	3LDK									71.7
						20	2DK									56.1
明倫	明倫	宇和島市 和霊東町 2丁目2-23	耐火 5階建 1棟 エレベーター付	有	H20	5	1LDK	有	有	44.0	1&2階	不可 可 可	15,600 ～ 50,000	2	1	
						5	1LDK									44.0
						5	1LDK									44.0
合計						309							23	17		

(令和6年12月16日時点)

(注) 1 家賃は、公営住宅法により入居世帯の所得、住宅の規模、立地条件等に応じて決まる為、毎年度変動します。上表は令和6年度家賃です。
 2 入居者が負担する費用には、家賃の他に、自治会費、共益費、駐車場費等があります。
 3 入居後、住民税非課税世帯に該当する場合は、申請に基づき家賃が減免される制度があります。

南予地方局管内県営住宅位置図



© OpenStreetMap contributors
データはOpen Database Licenseに基づいて提供されており、
地図製作についてはCC BY-SA としてライセンスされています。

入居資格を満たさない（入居できない）事例集

番号	想定される事例	備考
1	<p>（裁量世帯、子育て世帯） 同居人が登録時は未就学児童だったのに、案内時には小学校就学の始期に達したことにより、裁量世帯で無くなったため、案内時に収入基準において入居資格が無くなった。 （世帯全員の総所得月額が 158,000 円超 214,000 円以下の場合）</p>	
2	<p>（裁量世帯、高齢者世帯） 入居者が 60 歳以上の者の場合で、同居人が案内時に 18 歳以上になったことにより、裁量世帯で無くなったため、収入基準において入居資格が無くなった。 （世帯全員の総所得月額が 158,000 円超 214,000 円以下の場合）</p>	
3	<p>（裁量世帯全般、子育て、高齢者、障がい者） 裁量階層となる対象の入居者又は同居者が、申込の後、案内時までに死亡してしまっただこと等により裁量世帯から外れ、収入基準において入居資格が無くなった。 （世帯全員の総所得月額が 158,000 円超 214,000 円以下の場合）</p>	
4	<p>（収入増による入居資格要件外 1） 申込時には、前々年の所得証明（市町村発行）により自主的に入居基準を確認した結果、収入基準を満たしていたが、入居案内時には前年度の所得証明が発行され、それにより認定した結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。 ※（前年の源泉徴収票を利用してください。）</p>	
5	<p>（収入増による入居資格要件外 2） 入居案内時点で、同居者が増えて（Uターン等）、世帯全体の所得が増加したことにより収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。</p>	
6	<p>（控除額の減少による入居資格要件外 1） 入居案内時に同居者が減ることにより（結婚等で別居）、扶養親族控除額が減少したために、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。</p>	
7	<p>（控除額の減少による入居資格要件外 2） 案内時に同居者が高校を卒業して就職し別居、想定年収が 103 万円（所得が 38 万円）以上となったため、扶養親族控除額を控除できなくなった結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。</p>	
8	<p>（控除額の減少による入居資格要件外 3） 案内時に同居者が 23 歳になったため、16～23 年齢控除額を控除できなくなった結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。</p>	

番号	想定される事例	備考
9	<p>(単身入居資格要件外 1)</p> <p>申込時には夫婦であったが、入居案内時には離婚して単身となり入居資格要件を満たさなくなった。(入居者が単身入居が可能な場合を除く)</p>	
10	<p>(単身入居資格要件外 2)</p> <p>申込時には生活保護受給を受けていた単身者が案内時に受給を外れたため、入居資格要件から外れた。(生活保護受給以外の理由により単身入居が可能な場合を除く)</p>	
11	<p>(単身入居資格要件外 3)</p> <p>申込時には婚約しており、3ヶ月以内に結婚する予定であったが、入居案内時には結婚していないので、入居資格要件を満たしていない。</p>	
12	<p>入居案内時現在、他の公営住宅に住んでいた事が判明したので、入居資格要件を満たしていない。</p>	
13	<p>入居案内時に、持ち家があることが判明したので、入居資格要件を満たしていない。</p>	
14	<p>入居案内時に、不自然な同居人がいることが判明したので、入居資格要件を満たしていない。(遠戚、他人)</p> <p>※単身入居可能者を除く。</p>	
15	<p>単身入居者で、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるので、入居資格要件を満たしていない。</p>	

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

令和 年 月 日

愛媛県南予地方局長 様

住 所 〒

(◎アパート等は部屋番号まで記入してください)

ふりがな

申込者 氏 名

印

電話番号

(区分 自宅・勤務先・携帯電話)

(◎昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください)

希 望 事 項		※ 受付			
住宅区分	一般県営住宅				
団地名 構造 間取り ※裏面参照	<input type="checkbox"/> 宮の下団地 ※一部単身不可 <input type="checkbox"/> 宮の下第3団地 ※単身不可 <input type="checkbox"/> 伊吹団地 ※単身不可 <input type="checkbox"/> 伊吹北団地 (3LDK) ※単身不可 <input type="checkbox"/> 伊吹北団地 (2LDK・2DK) <input type="checkbox"/> 明倫団地 (3LDK) ※単身不可 <input type="checkbox"/> 明倫団地 (2DK) <input type="checkbox"/> 明倫団地 (1LDK)	※ 申込区分	一 般 特 目 A 車椅子用 シルバーハウジング 特 目 B 高齢者 心身障がい者 母子・父子 多子 大家族 DV被害者 災害被災者 犯罪被害者 ハンセン病 子育て 若年夫婦 単 身		
	階 数		1階希望 有 ・ 無 ※高齢者世帯・心身障がい者世帯（1階の住宅以外での生活が困難と認められる者に限る）・ハンセン病療養所入所者等世帯のみ記入		
入居しようとする親族	申込者との続柄	ふりがな氏名	生年月日及び年齢	職業及び勤務事業所名	備考
	本人		大・昭・平・令 年 月 日 (歳)		
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)		
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)		
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)		
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)		
	合計	人	入居する親族以外の扶養親族名	(歳)	(歳)
住宅を必要とする理由			※ 審 査		
			実態調査		
			判定		

- 注 1 記名押印に代えて署名することができる。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。
 3 申込者の連絡先・団地別・階数の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 4 入居資格自己チェックリスト1（入居資格）を併せて提出してください。特目住宅Aへの入居資格があり、かつ入居を希望される方、又は特目Bへの優遇入居資格がある方は入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）も提出してください。

団地概要・申込区分

地区別	団地別	棟番号	階層別	建設年度	型別	エレベーター	申込区分		
							単身	2人以上	
宇和島市	宮の下	1	4階建	S57	3LDK	無	-	○	
		3		S58	3LDK				
		5		S59	3DK				
		6		S59	3DK				
		7		S60	3DK		○		
		8			3DK				
		2		S57	3DK		有		-
		4		S58	3DK				
	宮の下 第3	1・2	3階建	H4	3DK	無	-	○	
	伊吹	1	3階建	H1	3DK	無	-	○	
		2		H1	3DK				
		3		H2	3DK				
	伊吹北	1	3階建	H12	3LDK	無	-	○	
		2			3LDK				
		1			2DK		○		
		2			2LDK				
明倫	1	5階建	H20	3LDK	有	-	○		
				2DK		○	○		
				1LDK		○	○		

■入居資格自己チェックリスト1 (入居資格)

該当する項目にチェック をして下さい。

※1 の全ての要件を満たす必要があります。

※2 申し込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。

※3 優遇入居資格による入居を希望する場合(該当者のみ)は、必ず入居資格自己チェックリスト2(優遇入居資格)も一緒に提出してください。提出が無い場合は、入居資格審査(許可)時点で、一般入居世帯として案内しますのでご注意ください。

(このチェックリストにより入居資格があると申告された方は、入居申込を受付します。抽選会等による補欠入居順位が到来し、入居案内を行う時に、入居資格の本審査を行います。その際には、住民票、所得証明等の入居資格審査用の書類を提出いただき、資格要件を満たした場合のみ、入居を許可することとなりますので、ご了承ください。)

申込者氏名	
-------	--

いずれか

<input type="checkbox"/> 同居親族がいる。(内縁関係に有る方および婚約者を含みます。))	
<input type="checkbox"/> 同居親族はいないが、下記のいずれかの要件を満たしている。 (該当する要件を○で囲んでください。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳以上 ・ 身体障がい者の方(1級~4級) ・ 精神障がい者の方(1級~3級) ・ 知的障がい者の方(療育手帳の交付を受けうる程度) ・ 生活保護法に規定する被保護者 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・ ハンセン病療養所入居者 ・ 原子爆弾被爆者の方 ・ 海外引揚者 ・ DV被害者等 		
<input type="checkbox"/> 入居申込者及び同居親族の収入が収入基準に適合する。(参考)		
<input type="checkbox"/> 現に住宅に困窮している。 (該当する要件を○で囲んでください。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間賃貸住宅居住 ・ 親族の家に居住 ・ その他(詳しく記入して下さい。) 		
※持ち家や公営住宅に居住している方は入居資格がありません。		
<input type="checkbox"/> 入居申込者及び同居親族は暴力団員ではない。		

(参考) 所得月額が次の額以下であること

一般世帯	158,000円/月以下
高齢者・子育て・障がい者等(裁量世帯)	214,000円/月以下

※所得月額 (本人の年間所得金額+同居親族の年間所得金額-控除額合計) ÷ 12

控除の種類と控除額

控除の種類	控除額	備考
同居・扶養親族控除	1人につき38万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族の方
高齢者扶養控除	10万円	所得税法上の扶養親族で70歳以上の方
特定扶養親族控除	25万円	16~22歳の方
寡婦控除	27万円※	所得税法上の寡婦の方
ひとり親控除	35万円※	所得税法上のひとり親の方
障がい者(一般)	27万円	身体障害者手帳3~6級、療育手帳B、精神障がい者保健福祉手帳2~3級
障がい者(特別)	40万円	身体障害者手帳1~2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級
振替基礎控除	10万円※	給与所得者または公的年金等所得に係る雑所得がある方

※その人の所得から控除(寡婦控除は27万円未満、ひとり親控除は35万円未満、振替基礎控除は10万円未満の時はその額)
注) 裁量世帯の区分や各種控除の詳細については、入居申込案内書を十分にお読みの上、記入をして下さい。

■入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）

該当する項目にチェック を記入して下さい。

※1 申し込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。（該当者・希望者のみ）

※2 優遇入居資格のうち、60歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在で判定のうえ、ご記入ください。

このチェックリストにより、優遇入居資格があると申告された方は、入居案内を優遇入居ルールに基づき行ないます。

ただし、入居案内時の入居資格の本審査において、優遇入居資格を証明する書類を提出いただき、優遇入居資格が無いことが判明した場合は、優遇入居の案内を取り消し一般世帯としての入居案内に変更する場合がありますので、ご了承ください。

申込者氏名

（特定目的住宅Aへの優遇入居資格）

- 車椅子用住宅（次のいずれかに該当する方がいる世帯）
 - 両下肢、体幹、もしくは移動機能等の障がいの程度が4級以上で、現に車椅子を使用する必要がある方
 - 身体の機能の障がいを重複して有し、現に車椅子の使用が必要な方
- シルバーハウジング住宅（次のすべてに該当する世帯）
 - ・60歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者のみからなる世帯若しくは、高齢者夫婦（いずれか一方が60歳であれば足りる）のみからなる世帯
 - ・自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる者
 - ・家族による援助が困難な者であること。
- 子育て世帯用住宅（次に該当する世帯）
 - ・18歳未満の子がいる世帯
（入居継続可能期間：子（末子）が18歳に達した後、最初の4月1日が到来するまで）

（特定目的住宅Bへの優遇入居資格）

- 60歳以上の方がいる世帯（老人世帯）
- 次のいずれかの心身障害者がいる世帯（心身障害者世帯）
 - ・身体障害者福祉法に基づく身体障害者（1級から4級）
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者（1、2級）
 - ・知的障害者福祉法に基づく知的障害者（重度、中度）
- ハンセン病療養所入所者等世帯
- 18歳未満の子がいる世帯（子育て世帯）
- 夫婦のみであり、いずれかが39歳以下の世帯（若年夫婦世帯）
- 母子又は父子家庭の世帯（母子世帯又は父子世帯）
- 18歳未満の子供が3人以上いる世帯（多子世帯）
- DV被害者世帯
- 入居者が5人以上の世帯（大家族世帯）
- 災害被災者世帯

災害による全壊、半壊、床上浸水以上の水害被害に伴う取り壊し又は継続居住が危険な状態となるなどしてその住宅に住めなくなった世帯（上記の被災に伴い仮住宅に居住しており、自宅がない又は自宅の再建や修復が困難で自宅に住めない世帯を含む。）
- 次の犯罪被害に該当する世帯（犯罪被害者等世帯）
 - ・犯罪により主たる収入者が亡くなった
 - ・犯罪により住宅が著しく損壊し、居住し続けることが困難
 - ・現在居住している住宅で重要犯罪（殺人・強盗・放火・強姦・略取・誘拐・強制わいせつ）が行われた
 - ・ストーカー行為等により現在居住している住宅に居住することができない

県営住宅では、いわゆる住宅弱者を優遇入居世帯として、一般世帯より入居出来やすくなるよう配慮しています。（特定目的住宅）

特定目的住宅には、車椅子用住宅、シルバーハウジング住宅等、特定の世帯しか入居出来ない特別な設備等を有する住宅（特定目的住宅A）、その他住宅のうち優遇世帯向けの住宅として設定する住宅（特定目的住宅B）の2種類があります。【地方局、土木事務所単位では一部しかない場合があります】

誓約書・同意書

申込者及び同居しようとする親族は、県営住宅の入居申込にあたり、次の事項について誓約・同意します。

- 1 申込者及び同居しようとする親族は現在及び将来にわたって、暴力団員には該当しないことを誓約します。
- 2 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないことの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
- 3 入居後において、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。

令和 年 月 日

申込者 _____ 印

以下の同居者が上記1～3のことを誓約・同意することに申込者が一切の責任を負います。

申込者 _____ 印

同居者 _____

同居者 _____

同居者 _____